

静岡県営漁港内
プレジャーボート保管施設
指定管理者評価委員会

議事録

平成 28 年 10 月 24 日（月）

13:15 開会

県庁別館 8 階第 4 会議室

(注) 申請団体、各委員及び事務局の発言要旨を記載している。
申請団体及び各委員については発言者を特定していない。
委員長については、委員長職としての発言のみに特化している。

事務局 : (開会・挨拶・委員紹介)

事務局 : 議事録は公開する。評価委員会の委員長については、県営漁港の指定管理施設における評価委員会設置要綱の規程により、委員の互選により選出する。意見がないようであれば、小林委員に委員長をお願いしたいが、ご異議ないか。

(異議なし)

事務局 : それでは、小林委員を委員長に選出して、以後の議事進行をお願いします。

委員長 : 次第に従い、本日の評価委員会を進める。本日は県営5漁港6地区のプレジャーボート(以下「PB」とする。)保管施設の指定管理者指定申請について、申請者ごと委員の皆様方の評価・採点をいただき、最後に結果をとりまとめるという形で行う。時間の都合上、質問等は簡潔をお願いします。本日の会議要録署名人だが、私と大石委員とすることでよろしいか。

(異議なし)

委員長 : それでは、妻良漁港における指定管理者申請の評価から行うので、申請者の入出をお願いします。

(伊豆漁協入室)

委員長 : 本申請に対するプレゼンテーションをお願いします。時間は5分でお願いします。

伊豆漁協 : 南伊豆町は伊豆半島の最南端に位置し、東は相模湾、西は駿河湾、南は太平洋と3方を海に囲まれた風光明媚な町で、海岸線の全長は257kmと長く、海岸線は岩礁地帯となっており、この景色や温暖な気候などを求め、多くの観光客が訪れ、2月に開催される「みなみの桜と菜の花まつり」や夏場の海水浴を中心とした観光地となっている。この海岸線には、地方港湾が1港、第1種漁港が6港、第4種漁港でこの妻良漁港がある。

南伊豆町の漁業は漁船が373隻あり、天草、アワビ、サザエ等の貝類、イセエビ等の磯根漁業が昔から盛んに行われている。漁業は零細で個人であるいは家族での従事となっており、後継者が少なく、高齢化が進んでいる。また、レジャーの多様化により、釣り船やダイビングの案内業を営む組合員も多く存在している。漁協は昭和40年に当時9つの漁協が合併し、南伊豆町漁協として誕生し、さらに、平成20年9月1日に伊豆地域合併構想により伊豆漁協となり、旧南伊豆漁協の11支所をそのまま引継ぎ、1支所10出張所体制で営んできた。経営改善計画達成に向け、現在は1支所5出張所体制と縮小して営業している。組合員総数は1,184名、正規組合員566名、準組合員618名。職員は16名。パートを8名採用している。南伊豆町には市場がなく、各港で水揚げされた水産物は、そのまま地元の仲買人、漁協に引き取られ、一部魚種によっては、伊豆漁協本所の下田魚市場へと出荷している。南伊豆町は、水揚げに依存する部分と、観光地を生かし、サザエ、アワビ、イセエビや、蓄養事業の新鮮な魚介類の直販事業に力を注いでいるところである。近年は漁獲の減少、社会の景気低迷、観光客の減少により漁業はもちろん漁協経営も非常に厳しいものとなっており、新規事業の模索、事業管理費の見直し、経費節減などに取り組んでいるところ。妻良漁港につい

ては、伊豆半島南端の西側に位置し、昔は江戸・大阪を行き来した船の「風待ち港」として栄えた港と聞いている。漁港区域内には妻良地区、子浦地区の2地区が存在し、それぞれの地区に漁協の出張所がある。ただいま妻良地区は閉鎖している。漁港には妻良地区39隻、子浦地区51隻、合計90隻の漁船が籍を置き、一本釣り漁業や刺網漁業、定置網漁業を営んでいる。また、近年は、定置網の見学や、海上アスレチックなど体験修学旅行の受け入れなど新しい取り組みをした地区もあるが、最近は減少傾向である。港内には90隻の漁船が係留し、平成20年度に耐震岸壁が完成してから、寄港するPB、ヨット等は係留スペースが確保できるようになったが、入出港時には、妻良漁港に限らず、航行を巡ってのトラブルや係留場所、係留方法を巡って漁業者とのトラブルがある。水道や電気の無断使用などは後を絶たず、対応に苦慮している。その都度、漁協が中に入り、仲裁していた経緯もある。また、多くないがPBの海難事故が発生すると、海上保安庁の依頼により、漁業者が時間を割いて救助活動をするこもしばしばあった。こういったトラブルを見るとPB側の情報不足によるもの、無謀なもの、非常識なものであり、また、漁業者側の誤解や偏見などによるトラブルがあると思われる。海や港の利用は昔からその地区の漁協と漁業者が主になり、秩序を保ってきている。また、漁協は歴史をたどると村民が組合員となり、村で漁業権の管理をしてきた時代があるように漁協の存在は地域と密着した存在である。以上のことを踏まえ、この指定管理者制度に関して漁業者、地元地域と一体となった漁協が中立な立場となり、この制度を実施し、充実させるべきと思っている。利用者に漁業への理解を求めながら、漁業者の協力の下、長い経験を生かし、その地域、その気象状況、海峡・漁場情報などの情報を提供することにより、未然にトラブルを防ぎ、海難事故がないよう、貢献できるかと考えている。さらに、時間がかかると思うが、この制度を充実させることにより、利用者が増え、地域産業である観光にも寄与し、地域の活性化につながるものと思っている。また、それが私たち漁協の使命であると考えている。

委員長：御意見があれば、積極的に御発言願う。

委員：収支計画について、収入は66,000円で、支出が342,000円で、アンバランスだが、不足分はどうしているか。

伊豆漁協：漁協が負担している。

委員：66,000円の内訳は。何隻か。

伊豆漁協：1隻。

委員：一時係留は受け入れているか。

伊豆漁協：今年の実績は6隻。

委員：その6隻来た分と、1隻が常時係留していて、合計が66,000円ということか。

伊豆漁協：その6隻はこの見込みに入っていない。

委員：パートの方はPB専属か。

伊豆漁協：他の業務も兼務している。

委員：一時係留は同時に何隻受け入れできるか。

伊豆漁協：10隻まではちょっと入らない程度。

委員：例えばPBを積極的に受け入れれば、もっと収入が増えるのでは。

伊豆漁協：地元の方との調整や経費の面から、現状では積極的に拡大していくというのは難しい。

委員：将来的にずっとこれで行くととなると厳しいのではないかな。

伊豆漁協：多少は増えると思う。

委員：現在常時1隻置いている。それが5隻になれば、途端に黒字になる。1隻面倒見るのも5隻面倒見るのも同じではないかな。

伊豆漁協：そんなに簡単なものではないと思う。

委員：毎年27万円赤字で、漁協の中では問題にならないかな。

伊豆漁協：問題にならない。だが、範囲内で利用料金を上げることも検討したい。

委員：係留が1隻というのは、事業としてどうか。せめて増やしたいという計画を立てていただいた方がいいのでは。

伊豆漁協：今後、検討する。

委員：電話してもうちは困るから他へ行ってくれと言うことがあるかな。

伊豆漁協：風がよければ、それはしない。ただ、風向きによっては、あまり良くないですよとお知らせはする。

委員：釣りでも何でもみんな行きたがる場所だと思う。利用者の数が増えれば赤字は改善すると思うがどうか。

伊豆漁協：少しずつ努力をして、区の方にも協力をしてもらいながら、赤字を解消していきたいと思う。

委員：観光との絡みで、例えば利用者に民宿を利用してもらえればよいのではないかな。

伊豆漁協：利用者は船の中で生活するので、水の補給やトイレの使用等に限られ、地元の店や民宿を利用してくれない。マナーの悪い方もいるので区の方の協力が得られにくい。民宿を利用してくれば区の方も協力してくれるようになると思う。

(伊豆漁協退室)

委員長：次に、稲取漁港における指定管理者申請の評価を行うので、申請者の入室をお願いします。

(伊豆漁協入室)

委員長：本申請に対するプレゼンテーションをお願いします。時間は5分でお願いします。

伊豆漁協：伊豆漁協稲取支所の概要だが、伊豆半島東海岸の中央部に位置し、東伊豆町、河津町と2町にまたがっている。伊豆漁協は8支所で構成されており、稲取支所は現在、正組合員144名、準組合員1,439名、合計1,583名で組織されている。主要な漁業は、キンメ、ムツの立縄漁業やアワビ、サザエ、天草の採介藻漁業、イセエビの刺網漁業となっている。当支所の主要魚種であるキンメダイについては、水揚量、金額とも全体の50%前後を占めており、品質が高く、稲取キンメとして、東京・築地市場や横浜等の京浜地区の市場や小田原魚市場等に地元特産魚として出荷され、高く評価されている。なお、稲取キンメは、天候や海水温、潮の流れにより水揚げに大きな影響を受けることがあり、その水揚量は年々減少傾向にあり、かつての年間200トンの水揚げから最近では100トンを切ることもある。平成27年度は82トンとなっており、漁業者はキンメダイ資源が枯渇してしまうのではないかと苦慮しているところである。当支所を含め、キンメダイで運営している下田支所においても、沖のキンメの水揚げが減少しているということで大変心配している。そこで、どのような状況においても安定的な収益を上げるため、PB指定管理者の申請をした。平成13年度以前は地区の漁業者

へ管理を依頼していたが、平成 13 年度以降は県からの管理委託となり、当支所と生産者団体が管理を実施することとなった。平成 18 年度からは指定管理者となり、海洋性レジャーの多様性に応じ、漁港を利用した事業を、地域を含め推進し、漁港を管理することにより、船舶の不法係留や不法投棄、さらに密漁の船舶に使用されるのを未然に防ぐためにも注意を払っている。当支所としても現在の利用者や一時利用者に対してできる限りの情報提供、係留場所の確保、漁業者との調整役になるよう、サービスの向上を図ってきたが、一時利用者については、以前より係留している場所が、大型観光船の臨時発着場所になったり、ドクターヘリの発着のため、係留スペースが狭くなっており、不便をかけている。当支所としては、今後増収を見込むために、施設の整備や停係泊場所の確保等、係留基盤の整備が必要であり、県の協力を是非お願いする。

委員長：御意見があれば、積極的に御発言願う。

委員：一時使用は料金設定していないとのことだが、無料ということか。

伊豆漁協：浮棧橋があって、そこに停泊はできるが、ドクターヘリの発着等があるので、とりあえず泊める際には無料にしている。

委員：一時利用は年間何隻程度来るか。

伊豆漁協：夏の時期が多いが、それでも 20～30 隻程度。あとは台風の際に非難のために泊めさせることがある。ヨットの場合は、ドクターヘリの発着に支障があるので、なるべくは下田や伊東などのヨットハーバーなどに泊めてもらうよう進言している。

委員：一時利用者の停係泊場所は一定ではないとあるが、どういった意味か。

伊豆漁協：空いている場所があれば、そこに泊めさせるという意味。

委員：収入が右肩上がりというか、増えているが、今後、係留場所を広げるという意味はあるか。新規利用者の募集の方法はどのようにしているか。

伊豆漁協：現在泊められる場所が限られているので、広げるというのは難しい。募集方法については、現在 11 隻管理しており、いずれかがやめた場合に補充で募集するということになると思う。

委員：泊めている船の大きさはどのくらいか。

伊豆漁協：4～5メートル程度。

委員：気象情報データはどのように提供しているか。

伊豆漁協：支所に掲示している。

委員：地域密着型の運営を図っていききたいとのことだが、現状は地域と利用者との交流はあるか。

伊豆漁協：PB利用者とは台風でゴミ等が打ち上げられた場合に協力して回収している。

(伊豆漁協退室)

委員長：次に、網代漁港における指定管理者申請の評価を行うので、申請者の入室をお願いします。

(いとう漁協入室)

委員長：本申請に対するプレゼンテーションをお願いします。時間は5分でお願いします。

いとう漁協：いとう漁協は平成 23 年度から指定管理者として網代漁港におけるPBの停係泊に関する管理業務を行ってきた。今回の申請にあたり、これまで培ってきたノウハウと漁業者及び利用者が築いてきた信頼関係を生かし、円滑な事業の履行ができるものと自負している。経営計画については、いとう漁協においても他地域の漁協と同様に漁獲高等を中心とした経営を行

うのではなく、地元地域と連携し、海洋レジャー等を支援・指導する立場でこれらに付随する事業についても尽力していきたいと考えている。また、指定管理者としてPB管理についても海洋レジャーの根幹を成す事業の一つとして捉え、長いスパンで成果を積み上げていきたいと考えている。資金面については、過去に本事業において利用料金による収入で事業費を捻出できているので、今後も施設整備、巡視業務等、直接的な管理運営業務を行っていく。

委員長：御意見があれば、積極的に御発言願う。

委員：利用料金の明細だが、常時係留が何隻で、その他の収入がいくら等教えてほしい。

いとう漁協：収入は利用料金のみ。今年度は19隻である。このうち3隻は漁船に移行しているので、来年度は減る見込み。

委員：アンケート調査の満足度の目標について、30%というのは低いかと思うが、どうしてか。

いとう漁協：遠慮して30%とした。今年度は60~70%の結果を得ていると思う。

委員：どういったところに利用者の不満があると思うか。

いとう漁協：気象情報の提供がいまひとつという話を聞く。しかし、そこは、発信するのに経費もかかるので、利用者が漁協に足を運んで、気象情報を確認してほしいと思う。

委員：漁協に行けば情報は提供できるか。

いとう漁協：はい。

委員：利用者から施設整備に関する要望があったとあるが、具体的にどのような要望か。

いとう漁協：船揚場に船を揚げる、巻き上げ機が弱く、折れたりとか、シラ材の設置でボルトが飛んだりとか。

委員：巻き上げ機はPB専用か。

いとう漁協：漁船が使います。それをPBも使っている。

委員：網代漁港は上架か。

いとう漁協：はい。

委員：今年3隻が漁船になったということだが、その補充は募集しているか。

いとう漁協：していない。今までPBだった船が漁船になって、そのまま同じ場所に置いている。現状はスペースがないため新たなPBの受け入れはできない。

委員：外部のPBは一時係留できるか。年間何隻くらい受け入れているか。

いとう漁協：できる。しかし、現状は事例がない。

委員：来れば受け入れると。

いとう漁協：そういう体制ではある。

委員：漁獲高を中心とした経営からPBを、根幹を成す事業にしていきたいということだが、話を聞いていると、どのように事業を拡大していくのか見えない部分がある。

いとう漁協：PB、レジャーを目的とした、観光的な、海に関わる事業について地元の地域と連携してやっていきたい。それにより収入を得るということよりも、活気ある港にしていきたいという思いである。PBの管理業務に限らず、それ以外も海に関わる事業については積極的に貢献していきたい。

委員：係留による収入を増やすということは考えていないか。

いとう漁協：PBの管理業務に限らず、海に関わる事業については積極的に貢献していく中で考えていきたい。

(いとう漁協退室)

委員長 : 次に、焼津漁港（焼津地区）における指定管理者申請の評価を行うので、申請者の入室をお願いします。

(焼津漁協入室)

委員長 : 本申請に対するプレゼンテーションをお願いします。時間は5分でお願いします。

焼津漁協 : 我々は水産業協同組合を基に設立された団体で、地元の漁業者を主たる組合員とする漁業協同組合であり、主な事業内容は地方卸売市場事業、冷凍事業、指導事業等で漁業、漁船、漁場、漁港施設等と密接に関わる中で、事業展開を図ってきた。このPB管理事業については、現在指導事業を担当している総務部職員4名、監視員2名で実施しており、引き続き同部門で実施していく予定である。当初、本焼津漁港においてはPBの受け入れについて利害関係を有する沿岸漁業者等と組合員を交え、PB対策会議により平成8年から平成12年まで毎年数回にわたり検討を重ねた結果、最終的に沿岸漁業者の了承を得て、漁港施設の一部をPB所有者に開放し、受け入れを行った。平成13年度から5年間は同事業について県と管理委託契約を締結し、平成18年度からは指定管理者として、可能な限り沿岸漁業者等組合員との調整を行う中で、開かれた漁港の一翼を担うべく、これまで安定的に本事業を実施し、現在93隻が利用している。この事業の特性としては、漁業者と利用者との利用調整が重要課題である。このことは、管理する利用施設が、漁業基地である漁港であり、また、海面、海上の利用が主な目的となることから、これらを仕事で排他的に利用してきた漁業者と、これら所謂「遊び」で利用するPB利用者とは、その利用について相互の話し合いの場がほとんどないことや、双方の情報が互いに不足している。互いに対する理解が不足しているといえるが、我々が介在し、調整することによって、ほとんどトラブルも発生せず、今日に至っている。今後も本事業を円滑に安定的に進めていくためには、沿岸漁業者等組合員の理解と、これらの利用調整が必要不可欠であり、沿岸漁業者等組合員を擁する我々が主体となってPB管理事業を実施していくことが、一番相応しいものと考えている。我々は今後5年間、これらのことや、これまでのノウハウを踏まえた中で、引き続き指定管理者の指定を受け、以下の5点を主眼として事業展開を図りたいと考えている。1つ目として、利用者に対して漁港施設、海面、海上の利用の調整や、船舶の安全航行、施設等の利用等に関する情報を提供する。2つ目として、漁業者に対し、漁業調整や、船舶の運行管理の関係法令等を常時指導している指導課で本事業を運営していく予定なので、利用者に対して適切な助言等ができる体制で本事業を実施する。3つ目として、現場のニーズの吸い上げや、個人情報保護条例等、関係法令を学習するため、県焼津漁港管理事務所と連携して、意見交換会、講習会を開催する。4つ目として、漁港の維持管理、災害等緊急時に利用者の安全確保を最優先に関係官公庁と連携して速やかな対応を努力する。5つ目に、利用者へのサービスの向上等のための職員教育を拡充し、研修会等への参加等を促す。このように、利用者へのサービス向上と組合員との相互協調を深めるべく、努力し、効率的で効果的な管理運営に努め、利用者に対しては、本事業が公務の代行であることを再認識し、公平公正を旨とした姿勢で臨み、本事業の継続性、安定性を確保し、本事業を進めたいと考えている。5年間の予算だが、まず収

入が利用料金を県漁港管理条例の上限金額である 2,057 円/m・月と 1,440 円/m・月を係留箇所により設定しており、県外在住者については、その利用料の 5 分の 1 の額を加算した額として設定している。各年 93 隻分、12,530 千円、5 年間で 62,654 千円を計上した。次に支出は、人件費として 5 年間で 45,840 千円を計上した。監視員はパート 2 名分の 100%を計上している。事務員は責任者を含めた総務部職員 4 名が携わっており、3 名は人件費の 25%計上、1 名は管理者として 5%を計上、旅費交通費としては 54 千円、業務費として 1,184 千円、諸税負担金として 3,884 千円、施設費として 5,427 千円、雑費として 843 千円を計上している。直接経費が合計 57,235 千円となり、共通経費として 3,269 千円で、直接経費の 5.71%となっており、総合計は 62,654 千円となっている。

委員長 : 御意見があれば、積極的に御発言願う。

委員 : 93 隻係留しているということだが、この内訳はどうか。

焼津漁協 : ヨットが 1 隻で、他はすべて P B になる。多くの P B は釣りを目的としている。

委員 : 委託費がないということは、すべて組合員が指導と監視をやっているということか。

焼津漁協 : 組合でやっている。

委員 : 日々点検する箇所についてチェックシートを作成しているということだが、どういう項目をチェックするのか。

焼津漁協 : 岸壁の破損とか、船の係留の仕方とか、違法駐車がないかとか、違法艇がないかとか。

委員 : 外部から来る船も一時利用させているか。

焼津漁協 : 岸壁に空いているところがないので、ここ最近はない。

委員 : 収支計画について、人件費が少しずつ増える計画になっているが、これは年齢構成の変化ということか。

焼津漁協 : 多少昇給するということを見込んでいる。

委員 : 諸税負担金が 1 年ごとに上下しているが、これはどういうことか。

焼津漁協 : 2 年に一度車検があり、差が出ている。

委員 : 利用料金が 5 年間全く同じというのは、入れ替わりがないということか。

焼津漁協 : 入れ替わりが読めないなので、現在の 93 隻で想定している。

委員 : 空いているところの補充などはあるか。

焼津漁協 : 管理事務所と相談の上、検討していく。

委員 : 5 年前は空きをなかなか補充できないということだったが、今はそういう状況ではないということか。

焼津漁協 : 台風時の避難ということもあるので。P B 用として岸壁が指定されているので、そこに空きがあった場合には、管理事務所と相談の上、募集をかけるということをこれから計画していく。

委員 : 以前は順番待ちがあるような話もあったが、今はそういうことではないということか。

焼津漁協 : そういう状態ではない。

委員 : 平成 13 年から P B 管理事業をしていて、平成 18 年からは指定管理者をされている。10 年ほどやられているということだが、平成 18 年というのは何隻くらい係留していたか。

委員 : 110~120 隻程度だったと思う。

委員 : 若干減っていると。安定しているけれども、逆に言うと増えていない。

焼津漁協：一時的に増えたが、徐々に減ってきている。

委員：そうすると、許容はまだあると。

焼津漁協：利用者は船を変えると、少しずつサイズが大きくなる。例えば2隻減ったからといって、そこに新たに2隻入れられるかという、そこは実際の状況を見ないとわからない。

委員：現在は空きがあるか。

焼津漁協：ない。

委員：PBを受け入れてよかったことと、今一番困っていることは何か。

焼津漁協：よかったことは、これまで漁業者の意見しか聞いていなかったもので、PB利用者との会合など行う中で、双方の意見がわかるようになった。困っていることは、焼津の港は大きいので、台風の際に近く船が避難に入ってくるが、その船が入る場所が、PBの係留場所ができてからなくなってしまっている、その部分の調整が難しくなっている。

委員：1,200万円という収入は、組合にとってはわからないが、一般的に言ったらかなり大きな額を扱うということになると思うが、組合全体における割合というのはどうか。

焼津漁協：うちの組合は事業が大きいので、指導事業は別会計でやっているが、指導の部門というのが全体の額からすると微々たるものなので、指導の中では大きい、全体で見ればあまり大きくない。

委員：全体では何十億とか、何百億とか。

焼津漁協：水揚げが400億円程度あるので、その3.5%とか。

委員：全て海上係留か。設備費というのは具体的に何か。

焼津漁協：海上係留である。設備費は水道を付けるという計画。

委員：収入が1,200万円で、人件費が900万円というのは、かなりプラスになっているのではないと思うが、リスクというか、出て行くものがほとんどない状態で。

焼津漁協：2人専属の監視員がいるので、それぞれ100%を計上している。

(焼津漁協退室)

委員長：次に、焼津漁港（小川地区）における指定管理者申請の評価を行うので、申請者の入室をお願いします。

(小川漁協入室)

委員長：本申請に対するプレゼンテーションをお願いします。時間は5分でお願いします。

小川漁協：小川漁協は遠洋カツオ、沖合のサバ船と定置網、一本釣りをはじめとした沿岸漁業と幅広い漁船が所属している。今般も引き続き、当漁協での指定管理をさせていただきたいと考えている。いろいろな漁業を持っている組合員が多くいるので、そういう中でPB利用者の意見等調整する中でも、我々が適しているのではないかとということで、今回も申請させていただいた。指導課というのは沿岸漁業者との付き合いが多いので、PBの管理においても調整していきたいと考えている。

委員長：御意見があれば、積極的に御発言願う。

委員：予算の収入が約800万円ということだが、何隻管理されているか。ヨットはあるか。

小川漁協：現在は64隻。ヨットはない。

委員：専用の監視員事務所があるか。

小川漁協：以前水揚げしていた場所に、以前使っていた事務所があるので、その一角を監視員の控え室という形で設けている。

委員：監視員の方は常駐しているということか。

小川漁協：そうです。

委員：臨時で一時係留に来る船もあるか。

小川漁協：一時的なものはない。

委員：支出で施設費が隔年で違っているが、具体的にこれは何か。

小川漁協：施設費には車両の経費が入っている。軽トラックを1台使って巡視等の業務をしているので、その分の車検が1年おきにある。

委員：現在64隻ということで、ずっとその隻数で継続されているが、増やそうという努力であるとか、見込みというのはいかがか。

小川漁協：新規募集については、荒天時に非難するスペースを考慮しておかなければならないため、そのスペースに収まるところで、今後も常時係留船の艇数を考えていきたい。なので、ある程度係留隻数が減ってきてても、常時避難できるようなスペースを確保した上で、指定管理が開始した当時の隻数に増やすというのは難しいかなと考えている。

委員：その最適が64隻くらい。

小川漁協：艇の大きさ、幅にもよるが70隻くらいまでかなと思う。

委員：船の数を増やして、収入をもう少し増やしたいという気持ちはないか。

小川漁協：外から避難させてもらいたいという場合もある。PBの指定管理として受けている船と元々の漁港としての、他港との付き合いという関係での避難船等のスペースを勘案して、最適な隻数でやっていきたい。PBをたくさん受け入れたからといって、避難する漁船を断るといのは漁港としてどうなのかなというのものもある。

委員：収入を増やすということにあまり積極的ではないということか。

小川漁協：適正な範囲内で増やしていくという方向で考えている。

委員：係船か。陸揚げか

小川漁協：係船です。

委員：荒天時には全て移動するのか。

小川漁協：一部です。小川地区の特性として、河川の流入があるので、その流入口に近いところであるとか、港口に近いところは荒天時に波風の影響を強く受けるので、その辺りの船を優先的に動かすということ。

委員：何隻くらい。

小川漁協：10隻程度。

委員：漁種の中に一本釣りというのがあったが、PBの方も一本釣りだと思うが、そのあたりの関係というのは良好か。

小川漁協：ある程度良好だと思う。大半が元々いた方で、地元の漁業者と連絡がとれていた方が多いので、新しい方には話をして問題がないように努めている。

委員：アンケートの満足度設定も、他港よりかなり高いが、64隻の係留者を集めたりしてコミュニケーションをとる機会はあるか。

小川漁協：焼津漁港ということで、焼津漁協と共催で講習会をやって、その後に意見徴収等をして、漁

協とPB利用者がコミュニケーションをとるよう取り組んでいる。

委員：PB監視員事務所の使い方について、利用者の立ち寄り状況等はどうか。意思疎通できているか。

小川漁協：それなりに立ち寄っていると思う。

委員：そうすると利用者の声も吸い上げやすいと。

小川漁協：そう思う。

(小川漁協退室)

事務局：静浦漁港の申請者である静浦漁協が、急遽この場に来られなくなったことが確認された。本日ヒアリングが開催できないことについて、委員会で協議していただき、合意ができればその方針で対応したい。委員会としての方針について、協議をお願いする。

委員長：事前に提出されている事業計画書がある。これに対する質問を委員から出して、回答をもらうということを書面で行うということでしょうか。

委員：事業計画書が提出されているので書類審査だけでも構わないが、こちらから聞きたいこともあるので、それに答えていただくということでしょうか。

事務局：では、委員から質問をいただき、事務局が責任を持って静浦漁協に伝える。これに回答をもらい、委員に返して審査・採点をいただく形で、これを書面で行うということでしょうか。

委員長：どうでしょう、皆さん。そういうことでしょうか。

(異議なし)

委員長：採点の集計が完了したので読み上げる。

妻良漁港、114.4点、総合評価は可。

稲取漁港、142.6点、総合評価は良。

網代漁港、132.2点、総合評価は可。

焼津漁港（焼津地区）、134.6点、総合評価は可。

焼津漁港（小川地区）、138.4点、総合評価は可。

それでは、本日のヒアリングを踏まえ、各委員から講評をいただきたい。

委員：全般的に言えることは、計画書には立派なことが書いてあるけれども、実際にプレゼンでは本音の部分が出て、かなり漁業者の立場に傾いていて、仕方なくやっているのか、意欲というのが評価の中にあるけれども、本当の意味での意欲があるのか疑問はあった。可能ならば、注文として、計画書どおり実施してほしい。

委員：漁業者として、生産の部分があるので、そこにPBが入ってきて、レジャーとの確執というのは、事例があることなので、大なり小なり出てくるというのは、時間をかけないと仕方ないのかなと思う。ただ、これを漁協が中心でやるというのは、トラブルを極力少なくするという点では意味があると思う。その中で、利用者が気持ちよく利用できるという、サービス業務なので、利用者に対して地元がどのように接するか、使う上で気持ちがいいからと利用者がそこに置こうというようになっていけばいいと思う。同時に漁協や漁業者への利益というのも明確にならないと、「漁業者だけの海ではない」と言われても、なかなかそうはいかないところがあると思うので、双方がどのような利益を得られるのか、艇の数の限界という

のもあると思うので、お金だけではない利益というのをどこに見出すことができるか、それは漁業者サイドも自分たちで積極的に利益を見出す努力をしなければならぬと思うけれども、やはり利用する方も「お邪魔するよ」という気持ちも必要なのかなと思う。双方の歩み寄りでの事業は成り立っていると思う。

委員：まず採点結果は順当だと思う。妻良は相対的に低いかなと思ったし、稲取はの中では一番高いかなと思っていたので、そのとおりになったと思う。この結果は委員会の意見として知事に上申することになるので、あとは知事が候補者の選定をします。この審査を生かすとするれば、申請者に委員会の意向をそのまま伝えるのではなく、指定管理者になるということの意味をもう少し前向きに考えてもらいたい。漁業者が海を独占していたというのはある意味で時代遅れであり、共通の海をビギナーでも使用するという時代になっているので、共存共栄を図るという観点から見て欲しいと思う。申請書の中でも、PB利用者は監視対象だとあって、「監視員」、「指導員」という、謂わば「上から目線」の時代遅れの発想があるので、そこは時間をかけて変えてもらわなければならないと思う。そういう啓蒙を県からしてもらい、管理者ではあるけれども広く海を開放してもらい、お互いにプラスになるような利用方法を作ってほしいと思う。

委員：全ての申請者をまとめて考えるわけにはいかないと思う。焼津や静浦は預かっている船が多く、漁業者とPB利用者という単純な分け方ではなく、漁業者とそれ以外のPB利用者は一緒に育って、同じように港を利用して、それで100隻を超える係留隻数になっていると思う。妻良、稲取、それから網代もそうなのかなと思うが、係留している人はおそらく地元の人ではないのかなと思う。多分、漁業者からすると、生まれて育ってからずっと、道路と同じように考えている「私たちの港」に他所から人間が入ってきて、ゴミを落として、水を補給する。それは仕方ないことかと思うが、それは間違いであって、それはずっとそこに居ると気付かない。その人たちに無理に気付かせるということは無理だと思う。なので、ここから先はできるのであれば、予算を付けて、ちゃんとした棧橋を作って、PB利用者のためのトイレや水道等のプラスアルファのもの、目に見えるものを作らないと地元の方たちは港を「私たちのものだ」という考えから抜け出せないと思う。50隻はないと人を1人雇っていけないと思う。100隻、200隻になるとすごい金額になって、漁協職員3、4人分の給料の半分が出るのではないかと思う。それはやり方によってはそんなに遠くないと思う。

委員：プレゼンの話を聞いていると、漁港に併設した係留施設ということで、一義的な役割というのは利用者の監視ということになってしまっているのかなと。これまでの生い立ちからすれば仕方ないことかとは思いますが、そればかりではなく、変わっていかなければならないと思う。全国、さらには海外も見て、うまくいっているような事例があれば、そういうものを紹介するというのも県の大事な役割なのかなと思う。

委員長：本日のヒアリング実施分については、採点結果から、いずれも適当とすることによろしいか。

(異議なし)

委員長：それでは時間もなくなったので、これで委員会を終了する。委員の皆様、議事の進行に御協力いただき、ありがとうございました。

(閉会)

(書面により行われた静浦漁協に対する質疑応答)

- 委員 : 係留している 305 隻の内訳は。そのうち、ヨットは何隻か。
- 静浦漁港 : ヨットは 30 隻。カッターボートが 5～7 隻。それ以外はモーターボート (漁船タイプも含む) である。
- 委員 : 利用隻数は、増加の傾向か、それとも減少の傾向か。
- 静浦漁港 : 海面の高潮位傾向や、施設の老朽化、東日本大震災時の地震によるものと思われる海中錘のずれ等により、収容隻数を減少させているところ。利用したいという需要は相変わらず多い。これまで船を置いていたところが波を被るようになったり、駐車場として利用したりしているため、全体として増えていない。
- 委員 : 支出に占める委託費のウエートが大きい。どこに何を委託しているのか。
- 静浦漁港 : 6 地区ある地元漁業組合に、監視業務を委託している。つまり、当漁協組合員 (約 100 名) にプレジャーボートの監視を委託している。
- 委員 : これら組合への委託が監視員の収入に貢献していると考えるか。
- 静浦漁港 : 貢献していると認識している。
- 委員 : 「静浦漁港利用調整会議」には、利用者代表も参加しているようだが、どのように代表者を決めているのか。真の代表者といえるのか。そこで決まったことが利用者末端まで浸透しているのか。
- 静浦漁港 : 利用者代表の決め方は、各地区で異なるが、6 地区のうち 3 地区では利用者が自主的に組織しているオーナーズクラブの代表が利用者代表となっている。このオーナーズクラブは強制参加ではないものの、利用者の 7～9 割が参加しており、当漁協も活動を助成している。他地区に関しては、地元地区在住で、出船数の多い、長年利用している者を選定している。また、決まったことに関しては全利用者に郵送等で通知するようにしている。
- 委員 : 利用料金収入がたいへん高額である。この高額の収入が漁協の他の収入と合わせた全体の中での比率は何%ぐらいになるか。係留隻数 305 はこれが上限か。
- 静浦漁港 : 収入のみの割合は 23～24% である。利用隻数は 305 隻が限界と考えている。
- 委員 : サービスの満足度アンケート調査で向上の目標が低めに感じられる。高めるために何が必要と考えるか。
- 静浦漁港 : 利用者からの不満は、駐車スペース・水道までの距離が遠いことや、利用料金が高いことなどである。また、施設整備とメンテナンスサービスなど、民間マリーナ並みのサービスが求められているが、利用料の増額にも利用者側の反対があり、難しいところである。過去のアンケートでは、利用者の満足度の度合いによるが、「大満足」、「まあ満足」より、大多数は「普通」と回答している。「満足」の割合を上げるように、サービスの徹底をもっと行っていきたい。
- 委員 : 減免について、月額 1 メートルあたり 400 円、750 円とあるが、基本の 1,500 円からさらに引くのか。
- 静浦漁港 : 基本的に 1,500 円であるが、陸置きで利便性が悪い場所 (上下架をするスロープまでの距離が遠いなど) や、海洋少年団が使う船舶などについて減免している。減免後の金額は 1,100 円、750 円となる。
- 委員 : 臨時の一時使用の船舶は受け入れているか。その際の利用料金はいくらか。

静浦漁港：台風災害などの緊急の場合を除き、受け入れていない。緊急利用の場合は無料としている。

委員：305隻の管理は、現在の人員で賄えているか。

静浦漁港：船舶の管理については、基本的に利用者が行うこととしている。指導部門職員は1名だが、監視を行い、応急管理を行う部分は各支部へ委託しており、人力的には妥当と考えている。

委員：事業参加意欲について、本事業を漁村の活性化の一環として捉えられているということがわかるが、PB利用者と、具体的にどのように交流を図り、どのような地域への効果を期待しているか。

静浦漁港：若者を中心とした人口流出が顕著である当地区に、利用者が来ることにより食堂、売店などの存続を期待し、また、ゴミの不法投棄に対する防犯効果も期待している。漁港にマナーのある人間が集まり、当地区の良いところを発信していただくなど、活性化を期待している。利用者との交流はバーベキュー大会、港の清掃活動、安全講習会等がある。

委員：約300隻と多くのボートを管理、監視しているが、過去5年間でエンジン等の大きな盗難などはあったか。

静浦漁港：盗難事件はあった。照明の設置を県に頼んだり、自己資金で増設したり、警察に夜間巡回をお願いしたりして対応している。